

## さいたま市告示第925号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ浦和原山店

所在地 さいたま市緑区原山二丁目28番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 J A三井リース建物株式会社

代表者氏名 代表取締役 工藤 真樹

住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表者 代表取締役 保崎 隆行

(変更後) 代表者 代表取締役 工藤 真樹

(4) 変更の年月日

平成30年4月1日

(5) 変更する理由

建物設置者の代表者の変更のため。

### 2 届出年月日

平成30年6月20日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成30年6月28日から平成30年10月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年6月28日から平成30年10月29日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966